

令和8年4月12日執行  
高根沢町議会議員選挙

選挙運動費用収支報告書  
記 載 要 領

高根沢町選挙管理委員会

## 出納責任者の皆さまへ

選挙運動に関する収入・支出は、候補者（推薦届出者）が選任した 1 名の出納責任者が全て取り扱うことになります。

各候補者の出納責任者は、この要領に沿って選挙運動費用を適正に管理するとともに、その収支について「選挙運動費用収支報告書」を作成の上、下記の期間内に町選挙管理委員会へ提出してください。

なお、収支報告書及びこれに添付すべき書類の提出を怠ったときは、「4年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金」の罰則の対象となります。

### 記

#### 1 提出期間

(1) 第 1 回目の収支報告書は、選挙期日の翌日から起算して 15 日に当たる日の午後 5 時までになされた収支

4 月 27 日（月）まで

(2) (1)の届出後の収支は、その収入又は支出がなされた日の翌日から起算して 7 日以内

#### 2 受付時間

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

#### 3 受付場所

町選挙管理委員会（高根沢町役場内） TEL 6 7 5 - 8 1 1 5

#### 4 提出部数

◎収支報告書 2 部

（1 部は收受印を押印のうえ返却します。）

◎領収書等の写し 1 組

◎真実の記載がなされていることを誓う旨の文書 1 枚

#### 5 出納責任者等の本人確認書類の提示又は提出

出納責任者本人が収支報告書を提出する場合は、本人確認書類の提示又は提出をして下さい。代理人が提出する場合は、委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をして下さい。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合は、本人確認書類の提示又は提出は必要ありません。

## 第1 選挙運動費用収支報告の趣旨

出納責任者は、候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、これらの事項を記載した報告書を町の選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に提出しなければなりません。

さらに、この報告書は町委員会においてその要旨が公表されるとともに、町委員会において受理した日から3年間保存され、その間誰でも閲覧することができます。

この選挙運動費用収支報告書の提出及び公開は、国民の監視のもとに選挙の公正明朗を確保しようとする重要な制度です。出納責任者は、次の事項に留意して、適正に提出されるようお願いいたします。

なお、収支報告書及び添付書類の提出を怠り又はこれらに虚偽の記載をした出納責任者は、処罰（公職選挙法（以下「法」という。）246VのII）されますので御注意願います。

## 第2 総括的事項

### 1 収支報告書に記載すべきもの

#### (1) 選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入

ア 候補者のために候補者又は出納責任者と意思を通じてなされた寄附は、すべて含まれます。

イ 金銭によらない寄附（たとえば、労務の無償提供、選挙事務所の無償提供など。）も時価に換算して含まれます。

ウ 寄附の約束も含まれます。

#### (2) 選挙運動に関するすべての支出

ただし、次に掲げるものは選挙運動に関する支出とはみなされないので、選挙運動費用に算入しないでください（法197）。

ア 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出後の支出で、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

ウ 候補者が乗用する自動車等のために要した支出

エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出

オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ いわゆる選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出

選挙運動費用に算入されない支出例は7ページ以下のとおりです。

### 2 添付書類

収支報告書には、次の文書を添付しなければなりません。

#### (1) 領収書等の写、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書、振込明細書に係る支出目的

書並びに金融機関が作成した振込みの明細書の写し又は振込明細書であって支出の金額及び年月日を記載したものに支出の目的が記載されている場合(出納責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。)当該振込明細書の写し

(2) 真実の記載がなされていることを誓う旨の文書

出納責任者本人が収支報告書を提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置(記名押印)がある場合はこの限りではありません。

(領収書等を徴し難い事情があつた支出の明細書、振込明細書に係る支出目的書及び真実の記載がなされていることを誓う旨の文書は、町委員会が交付した「選挙運動費用収支報告書」用紙の末尾に綴り込んであります。)

**3 提出すべき者**

町委員会へ届出された出納責任者が提出します。

**4 提出方法**

町委員会が交付した「選挙運動費用収支報告書」用紙に所要事項を楷書で記載し、1部提出してください。

**5 提出期限**

第1回目の収支報告書は、選挙期日の翌日から起算して15日に当たる日(令和8年4月27日)の午後5時までに、それまでの収支をすべて精算して一括して提出すること。

第2回目以後の収支報告書は、その収入又は支出がなされた日の翌日から起算して7日以内に提出してください。

**6 提出先**

**町選挙管理委員会(高根沢町役場内) TEL 675-8115**

**第3 記載の方法**

選挙運動費用収支報告書は、町委員会が交付した「選挙運動費用収支報告書」用紙の末尾に掲載してある「備考」を参照するほか、次の事項に留意して記載してください。

収支報告書用紙の第1頁上欄から順をおって説明します。

**1 選挙の種類欄**

当該選挙名は印刷してあります。

**2 候補者の住所、氏名欄**

候補者届出書に記載した住所及び氏名を記載してください。

**3 期間欄**

当該収支報告書に記載された収支のうち、最初になされた収入又は支出の期日から最後になされた収入又は支出の期日までを期間として記載してください。

## 4 収入の部

### (1) 一般的事項

ア 寄附又はその他の収入で1件1万円を超えるものについては、1件ごとに記載してください。たとえば、同一人が3日連続して毎日1万5千円の寄附をした場合でも一括して記載することなく、1つの欄に1件ごとに記載してください。

イ 一件1万円以下のものについては、種別（(4)を参照）ごとに各収入日における合計額を記載してください。この場合、備考欄に「1件1万円以下のもの〇件」と記載してください。

なお、寄附については、1件1万円以下のものについても必要に応じて1件ごとに記載しても差し支えありません。ただし、個人が行った寄附で、課税上の優遇措置を受けようとするものについては、金額の多寡にかかわらず、全てその明細を記載しなければなりません。

ウ 収入の日付の順に記載してください。

エ 葉書の宛名書きなどの労務の無償提供や選挙事務所の無償提供などの場合は、時価に換算して「寄附」として収入の部に記載するとともに、同額を支出の部にも記載してください。

### (2) 「月日」欄

寄附のあった日付又はその他の収入のあった日付を記載してください。

なお、寄附の約束のあった場合は、その約束があった日付を「月日」欄に記載するとともに、寄附の約束のあった旨並びにその履行があったときはその旨及び年月日を「備考」欄に記載してください。

### (3) 「金額又は見積額」欄

算用数字ではっきりと記載してください。

### (4) 「種別」欄

ア 「寄附」又は「その他の収入」のどちらかを記載してください。

イ 「寄附」とは、選挙運動の財源をたらしめる目的をもって、あるいは直接そのものを選挙運動に使用させる目的をもってなされる金銭、物品、その他の財産上の利益の供与又は交付（供与又は交付の約束を含む。）を受けたもので、党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいいます。

金銭、物品以外の財産上の利益とは、たとえば、葉書の宛名書きのため労務を無償で提供した場合などがこれに該当します。

ウ 「その他の収入」とは、収入の中から寄附を除いたものをいいます。たとえば、借入金、自己資金等がこれに該当します。

### (5) 「寄附をした者」欄

ア 「住所又は主たる事務所の所在地」欄

番地まで詳しく書いてください。

イ 「氏名又は団体名」欄

団体の名称は、略すことなく正式な名称を記載してください。

ウ 「職業」欄

個人の場合は、「農業」、「会社員」、「〇〇製造業」等により記載し、団体の場合は、「政党」、「政治団体」等の例により忘れずに記載してください。

(6) 「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄

寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるとき、その員数、金額、見積の根拠等を記載してください。たとえば、労務の無償提供の場合は「無償労務従事1日〇,〇〇〇円×〇日」、事務所の無料借上げの場合は「事務所の無料借上〇〇日間〇〇㎡〇室」の例により記載してください。

(7) 「備考」欄

ア 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「利益供与の約束は〇月〇日～〇日に履行」の例により記載してください。

イ 「その他の収入」の場合は、「自己資金」、「借入金」の例により記載してください。

(8) 「計」欄（収入総括表）

ア 「寄附」欄には、「種別」欄に「寄附」と記載したものについてその合計額を記載してください。

イ 「その他の収入」欄には、「種別」欄に「その他の収入」と記載したものについてその合計額を記載してください。

ウ 「計」欄には、当該報告分の収入の総計の額（ア及びイの合計と一致すること。）を記載してください。

(9) 「前回計」欄（収入総括表）

第2回目以降の収支報告書を提出する場合に、前回までのそれぞれの欄の合計額について記載してください。したがって、第1回目の収支報告書の場合は、空欄となります。

(10) 「総額」欄（収入総括表）

第1回目の収支報告書の場合は、「計」欄と同額が記載され、第2回報告以降の収支報告書の場合は、「計」と「前回計」とを合計した額が記載されます。

(11) 「参考」欄

選挙運動に係る公費負担相当額を記載するほか、その他の参考となる事項を記載することができます。

(12) その他

選挙運動費用に算入される収入例は次のとおりですので参考にしてください。

選挙運動費用に算入される収入の例
------------------

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 陣中見舞は、寄附として取り扱わなければならない。（昭26国警）</li><li>○ 労務の無償提供は寄附として取り扱い、同時に同額の支出となる。（昭23実例）</li><li>○ 実費弁償を選挙運動員が受けない場合は、同額の寄附として取り扱い、同時に同額の支出となる。（昭28実例）</li><li>○ 政党から候補者へのいわゆる公認料は寄附とする。（昭23実例）</li></ul> |
|--|

金額欄は繰り返しの記号（"）は使用しないこと。

「その他の収入」と「寄附」の2種別しかないこと。

寄附の場合は、必ず記載すること。

収入の部の記載例

収入の部

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	円 2,000,000	その他の収入					自己資金
○月○日	1,000,000	その他の収入					借入金
○月○日	2,500,000	寄 附	○○県△△市○○町 4-6-10	××党	政 党		公認料
○月○日	200,000	寄 附	○○市△△ 2-3-5	甲山 太郎	商 業	無料で事務所を借上げ 60㎡ 1室○日間	利益の供与の約束 ○月○日履行された
○月○日	12,000	寄 附	□□郡○○町□□ 1-2-3	乙野 二郎	会 社 員	無償労働 12時間	葉書の宛名書き等の無償労働の場合、支出と同額を計上
○月○日	20,000	寄 附	◎◎市○○町 4-8-9	丙野 三郎	農 業		
○月○日	15,000	寄 附	◎◎市○○町 4-8-9	丙野 三郎	農 業		
~~~~~							
○月○日	30,000	寄 附	県外の場合は県名から、県内の場合は郡名又は市名から記載すること。				1件10,000円以下のもの○件

収 入 総 括 表

計	寄 附	4,000,000							
	その他の収入	3,000,000							
	計	7,000,000							
前回計	寄 附								
	その他の収入								
	計								
総額	寄 附	4,000,000							
	その他の収入	3,000,000							
	総 計	7,000,000							

1 回目の場合は空欄  
2 回目以後の場合は、前回までのそれぞれの合計額を記載

※候補者は、会社、労働組合その他の団体（政治団体を除く。）からの寄附を受けることはできませんので、ご注意ください。

参 考	・ 公費負担相当額 896,000円
	（ 選挙運動用通常葉書の作成 _____円、ビラの作成 96,000円
	ポスターの作成 800,000円、選挙事務所の立札等の作成 _____円
	選挙運動用自動車の立札等の作成 _____円、個人演説会の立札等の作成 _____円
	政見放送のための録画等 _____円

※公費負担の対象となる「ポスター及びビラ作成費」のみ記入すること。

## 5 支出の部

### (1) 一般的事項

ア 各費目に属する支出の具体例は、次のとおりですので、この順序に従ってください。

#### (ア) 人件費

選挙運動のために使用する労務者並びに事務員、車上運動員及び手話通訳者（事務員等については、町委員会に届出た者）に対する報酬。

ただし、選挙運動用自動車の運転手の雇料及び超過勤務手当は、算入されない。

なお、事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者は「選挙運動事務員等届出書」の内容と一致させること。

#### (イ) 家屋費

##### ○ 選挙事務所費

事務所借上料、事務所の修繕料、事務所の備品借上料（机、椅子等）、臨時電話架設費、駐車場借上料

##### ○ 集合会場費

個人演説会の会場の借上料

#### (ウ) 通信費

事務連絡用の葉書等、事務連絡用の電報、電話（架設費を除く。）に要する費用（無料で交付される選挙運動用通常葉書の代金相当分は算入されない。）

#### (エ) 交通費

運動員、事務員、労務者の交通費（候補者の分は原則として算入されない。）

#### (オ) 印刷費

選挙運動用ポスター及び選挙運動用通常葉書の印刷代、選挙運動用ビラ及び選挙運動用通常葉書の印刷代（選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成経費については、公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入される。なお、公費で負担される費用については、領収書を徴することができないため、「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（P 21 参照）」に明細を記入することになる。）

#### (カ) 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用、選挙運動用ビラの新聞折込み料

#### (キ) 文具費

紙、筆記用具その他選挙運動のために使用した消耗品代

#### (ク) 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を提供した費用、法で提供を認められた弁当の調製に要した費用等

(ケ) 休泊費  
休憩及び宿泊に要した費用

(コ) 雑貨  
燃料費、電気代、水道料、振込手数料等

イアの費目ごとに、支出の日付の順に1件ごとに記載し、費目ごとの小計を記載してください。

(2) 「月日」、「金額又は見積額」欄  
「収入の部」の要領に準じて記載してください。

(3) 「区分」欄  
ア 「立候補準備のための支出(立候補準備)」又は「選挙運動のための支出(選挙運動)」のどちらかを記載してください。

イ 立候補届出日前の支出を「立候補準備のための支出」とし、立候補届出日以後の支出を「選挙運動のための支出」として区分してください。

(4) 「支出の目的」欄  
支出の目的(謝金、人夫費、家屋賃借料等)、員数等を記載してください。

(5) 「支出を受けた者」、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄  
「収入の部」の「寄附をした者」及び「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」欄の記載要領に準じて記載してください。

(6) 「計」欄(支出総括表)  
ア 「立候補準備のための支出」欄には、「区分」欄に「立候補準備」と記載したもののについてその合計額を記載してください。

イ 「選挙運動のための支出」欄には、「区分」欄に「選挙運動」と記載したもののについてその合計額を記載してください。

ウ 「計」欄には、当該報告分の支出の総計の額(ア及びイの合計と一致すること。)を記載してください。

(7) 「前回計」欄(支出総括表)  
第2回以降の収支報告書を提出する場合に、その前回までのそれぞれの欄の合計額について記載してください。したがって、第1回目の収支報告書の場合は、空欄となります。

(8) 「総額」欄(支出総括表)  
第1回目の収支報告書の場合は、「計」欄と同額が記載され、第2回目以降の収支報告書の場合は、「計」と「前回計」とを合計した額が記載されます。

(9) 「支出のうち公費負担相当額」欄  
選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの実成に係るもの)を記載してください。

(10) その他

選挙運動費用に算入されない支出例と算入される支出例は次のとおりですので参考にしてください。

選挙運動費用に算入されない支出の例

- 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出 (法 197 ①Ⅳ)
- 供託金 (昭22実例)
- 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料 (法 197 ①Ⅴ) - 契約のための印紙税等 -
- 選挙運動用自動車 (1 台) を使用するために要した費用 (法 197 ②、昭28実例)

- {
  - ・ 選挙運動用自動車の借上料
  - ・ " の燃料代、オイル代
  - ・ " のタイヤ代、修繕代
  - ・ " の運転手の雇料、超過勤務手当、宿泊代及び食事代

(ただし、自動車につけるスピーカーの借上料及び看板の作成代金は選挙運動費用に含まれる。)

- 候補者が乗用する車等のために要した支出 (法 197 ①Ⅲ)
- 確認団体が行った選挙運動のために要した支出 (法 197 ①Ⅶ)
- 立候補準備のために要した支出で、候補者若しくは出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの (法 197 ①Ⅰ)
- 立候補の届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの (法 197 ①Ⅱ)  
(なお、この支出は、電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出を除き、出納責任者の支出権限の規制に違反するものであり、支出をした者には罰則の適用があります。) (法 187 ①、246Ⅳ)
- 選挙事務所に臨時電話を架設した際、電話局から保証金〇〇万円を徴収された。保証金は期限終了後、ただちに全額返還される旨契約書に明記してある。この場合には、当該保証金は選挙運動に要した支出として会計帳簿に掲載する必要はない。  
(昭 34 実例)
- 選挙事務所を借りるための権利金はそれが返還される (又は次の借受人から取れる) 場合は算入する必要はない。 (昭 35 実例)
- 候補者が自宅を選挙事務所に使用した場合、その費用 (昭 22 実例)

## 選挙運動費用に算入される支出の例

- 運動員の実費弁償（選挙運動のための交通費等）は、運動員がその受領を辞退した場合でも選挙運動費用に算入する。  
この場合、同額を寄附として収入に算入のこと。（昭 28 実例）
- 家族又は親族が労務を提供した場合でも、本業の合間に短時間選挙運動のために労務を提供したような場合で、金銭に見積ることが困難であるような場合を除き、一般労務者を雇ったと同様に、その労力を時価に換算して選挙運動費用に算入する。この場合、同額を寄附として収入に算入のこと。（昭 25 実例）
- 候補者が選挙運動に行った先で、友人宅に無料で宿泊した場合は、その宿泊料を時価に見積もった額を、選挙運動費用として計上する。この場合、同額を寄附として収入に算入のこと。（昭 21 実例）
- 応援弁士に支払う費用に関して、報酬を支払うことはできないが、実費弁償をすることは当然であり、その費用は、選挙運動費用に算入されるものである。（昭 25 実例）
- 選挙運動用自動車を有料駐車場に止めた場合の駐車料金は、選挙運動費用に算入すべきである。（昭 57 実例）
- 既往の選挙の際に買置きたる資材については、買入当時の価格を加算すべきである。（昭 21 実例）
- 出納責任者に対する実費弁償は、算入される。（昭 26 実例）
- 選挙事務所へ電話を設置する費用（昭 22 実例）
- 事務連絡用の電話及び電報に要した経費（昭 24 実例）

支出の内訳を記載すること

支出の部の記載例 必ず記入すること

支出の部

月 日	金額又は見積額	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(人件費)	円			葉書の宛名書き等の無償労働の場合は、収入と同額を計上				
○月○日	12,000	選挙運動	労務者報酬	□□郡○○町□□ 1-2-3	乙野 二郎	会社員	無償労働 12時間	
○月○日	90,000	〃	労務者報酬	△△市○○町 4-5-6	乙川 三郎	農 業		円 日 10,000×9
○月○日	90,000	〃	手話通訳者報酬	◎◎県○○市××町 1-3-5	乙山 五郎	団 体 事務員		円 日 15,000×6
~~~~~								
小 計	800,000							
(家屋費)								
○月○日	200,000	立候補準備	事務所借料	○○市△△ 2-3-5	甲山 太郎	商 業	無料で事務所を借上げ 60㎡1室○日間	
○月○日	100,000	〃	電話架設	◎◎市○○町 3-4-5	〇〇電話局	電 気 通信業		

立候補届出日の前日までの支出は「立候補準備」と、立候補届出日以後の支出は「選挙運動」と記載すること。

月 日	金額又は 見積額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	円 50,000	立候補準備	事務所改修	○○市××町 4-5-7	清野 太郎	建設業		
○月○日	100,000	選挙運動	エアコン	□□市○○町 4-6-10	○○電気(株)	電気器具 販売業		
~~~~~								
ア選挙事務 所費計	600,000							
○月○日	10,000	選挙運動	演説会場費	○○市△△町 7-8-9	△△公民館	公民館		
イ集合会 場費計	10,000							
小 計	610,000							
(通信費)								
○月○日	6,200	選挙運動	切手100枚	東京都○○区××× 1-3-2	日本郵便(株)	郵便事業		
○月○日	5,000	〃	携帯電話	△△県○○市○○町 2-4-6	○○通信サー ビス(株)	通信器具 販売業		
~~~~~								
小 計	200,000							

家屋費は、選挙事務所費  
と集合会場費を区別して  
計上し、各々の計を記載  
すること。

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(交通費)	円							
○月○日	1,700	立候補準備	電 車 賃	○○市□□町 234番	乙野 太郎	会社員		
○月○日	300	〃	高速料金	△△県○○市○○町 246番	○○道路(株)	建設業		
○月○日	10,000	選挙運動	タクシー 料 金	◎◎市○○町 4-6-7	(株)○○タクシー	タクシー業		
~~~~~								
小 計	60,000							
(印刷費)								
○月○日	180,000	立候補準備	ハガキ 印 刷 代	○○県○○市○○町 456番	○○印刷(株)	印刷業		
○月○日	96,000	〃	ビラ 印 刷 代	○○市◎◎町357	××印刷(株)	印刷業		公費負担
○月○日	800,000	〃	ポスター 印 刷 代	○○県○○市○○町 5-7-9	(株)○○印刷所	印刷業		公費負担
小 計	1,076,000							

公費負担の対象となる  
支出については、契約  
日を記入すること。

公費負担額ではなく、**実支出額**を記入すること。  
※公費負担額を上回った場合は、差額分の領収  
書等の添付が**必要**です。

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
(広告費)	円							
○月○日	150,000	立候補準備	選挙事務所 看板代	○○市○○町 2-3-5	○○装飾(株)	室内装飾		
○月○日	50,000	選挙運動	拡声器	○○市△△町 245番	○○電気(株)	電気器具 販売業		
~~~~~								
小 計	700,000							
(文具費)								
○月○日	1,500	立候補準備	ノート10冊	○○市△△町 6-7-8	○○文具店	文具商		
○月○日	1,000	選挙運動	マジック 20本	□□市○○町 1-5-6	○○商店	文具商		
~~~~~								
小 計	30,000							
(食料費)								
○月○日	5,000	選挙運動	お茶菓子	○○市○○町 2-5-8	○○商店	菓 子 販売業		

月 日	金額又は 見 積 額	区 分	支出の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金 銭 以 外 の 支 出 の 見 積 の 根 拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	円 3,000	選挙運動	お茶菓子	○○市△△町 3-6-9	○○菓子店	製菓業		
~~~~~								
小 計	150,000							
(休泊費)								
○月○日	10,000	選挙運動	宿 泊 料	○○市○○町 1-4-7	○○ホテル(株)	旅館業		候補者の宿泊
○月○日	7,000	〃	1人宿泊料	○○市××町 1番地	乙川 太郎	団 体 事務員	無料宿泊 8畳1室2食付	
~~~~~								
小 計	40,000							
(雑費)								
○月○日	200	選挙運動	新 聞	○○県□□市○○町 258番	鉄道弘済会	サービス業		
~~~~~								
小 計	10,000							

支 出 総 括 表

計	立候補準備のための支出	1,877,500						
	選挙運動のための支出	1,798,500						
	計	3,676,000						
前回計	立候補準備のための支出							
	選挙運動のための支出							
	計							
総額	立候補準備のための支出	1,877,500						
	選挙運動のための支出	1,798,500						
	総計	3,676,000						
支出のうち公費負担相当額	項 目	単 価 (A)	枚 数 (B)		金 額 ( (A) × (B) = (C) )			
	選挙運動用通常葉書の作成	円	枚		円			
	ビラの作成	6.0 円	16,000 枚		96,000 円			
	ポスターの作成	100 円	8,000 枚		800,000 円			
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円	枚		円			
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	円	枚		円			
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	円	枚		円			
	政見放送のための録画等				円			
計				896,000 円				

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和8年〇月〇日

出納責任者 住所 〇〇町××31-4  
氏名 乙川二郎

署名又は記名押印等  
(第2の2(2)(P2)参照)

(電話〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇)

### 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき 書面を徴し難かった事情
令和8年〇月〇日	1,700 円	立候補準備	電車賃	領収書の発行をしないため
令和8年〇月〇日	96,000	立候補準備	ビラ代 印刷	公費負担のため
令和8年〇月〇日	800,000	立候補準備	ポスター代 印刷	公費負担のため

- 1 令和8年4月12日執行 高根沢町議会議員選挙
- 2 公職の候補者 氏名 高根沢 一郎
- 3 出納責任者 氏名 高根沢 五郎

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記すること。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋賃借料）、員数等を記載すること。

## 振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
家屋費	演説会場費（〇月〇日分）

- 1 令和8年4月12日執行 高根沢町議会議員選挙
- 2 公職の候補者 氏名 高根沢 一郎
- 3 出納責任者 氏名 高根沢 五郎

### 備考

- 1 「支出の費目」欄には、支出の費目（人件費、家屋費、通信費、交通費等）を記載すること。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋賃借料等）、員数等を記載すること。
- 3 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しを併せて提出すること。

# 選挙運動費用収支報告書 領収書等添付用台紙（貼付例）

※貼付けの際は、領収書が重ならないように注意してください。

※領収書等が既にA4サイズの場合は貼付け不要ですが、経費区分が分かるようにしてください。

区分（※該当する区分にチェック）

人件費   家屋費   通信費   交通費   印刷費   広告費   文具費   食糧費  
休泊費   雑費

**①**

● ● 商店  
領収書

○ ○ ○ 様

合計 ●●●円

1. ■■ ●●円

2. ■■ ●●円

**②**

● ● (株)  
領収書

○ ○ ○ 様

合計 ●●●円

1. ■■ ●●円

2. ■■ ●●円

**③**

領 収 書

● ● ● ●様

---

● ● ●円

上記正に領収いたしました

●●●株式会社

**④**

収 書

●様

● ●円

ました

●●●株式会社

領収書等の貼付けの順番は、

日付順かつ収支報告書に記載されている順番

としてください。（確認を円滑にするため）

● ● 商  
領収

○ ○ ○

合計 ●●

1. ■■ ●

2. ■■ ●

3. ■■ ●

● ● (株)  
領収書

○ ○ ○

合計 ●●

2. ■■ ●

3. ■■ ●

領 収 書

● ● ● ●様

---

● ● ●円

上記正に領収いたしました

●●●株式会社

領 収 書

● ● ● ●様

---

● ● ●円

いたしました

●●●株式会社

領収書等を重ねて貼り付けたり

台紙からはみ出ないようにしてください。

## 選挙運動費用収支報告書チェックリスト

**提出〆切日（第1回目）：4月27日（月）**

### ○形式

	選挙名（選挙区名）、候補者の住所・氏名は正しいか。
	「〇月〇日から〇月〇日まで」は収入又は支出の最初の日及び最終の日と一致するか。 ※収入月日が最初の日となる。 (収入がないのに支出はできないため、自己資金等の記載が必要)
	訂正の場合は二重線で抹消の上、出納責任者の訂正印があるか。
	出納責任者は届出と同一人物か。
	宣誓書に出納責任者の記名押印があるか。

### ○収入（寄附）

	寄附をした政治団体の名称（「自民党」などの略称は不可）・所在地が正しいか。
	会社・労働組合からの寄附がないか。（株〇〇代表甲山太郎などの記載は法人なのか、個人からの寄附か不明のため、個人からであれば団体名は抹消する。）
	候補者の住所地を選挙区とする他の公職の候補者等及び後援会（当該候補者に係る後援会は除く）からの寄附がないか。
	「当選祝」が収入に含まれていないか。
	<b><u>1件1万円を超えるもの</u></b> については必ず記載があるか。（10,001円以上）
	1件1万円以下のものについては1日ごとにまとめて記載してあるか。 その場合、備考に「1件10,000円以下のもの〇件」と記載してあるか。 (1件毎に書いてあってもよい。課税上の優遇措置を受けるならば記載が必要)
	1つの欄に2名以上の名前が記入されていないか。（甲山太郎他〇名などの記載は不可）
	職業欄は記載されているか。
	種別毎の計、合計は正しいか。
	参考欄に、公費負担相当額の記載あるか。
	収入総額が、支出総額から公費負担相当額を差し引いたものを下回っていないか。 (収入総額 $\geq$ 支出総額 $-$ 公費負担相当額)

○支出

	選挙運動費用制限額を超えていないか。
	算入すべきでない支出が入っていないか。
	選挙運動の事後処理の経費
	選挙運動用自動車の公費負担分の経費（ハイヤー契約料、車両の賃借料、燃料代、運転手雇料）
	算入すべき支出が漏れていないか。
	選挙運動用ポスター、ビラ、立札・看板の類の作成費、政見放送のための録画等に係る費用（公費負担だが算入する。）
	報酬の金額に問題はないか。
	選挙運動事務員への報酬は¥10,000 以内か。
	車上運動員・手話通訳者・要約筆記者の報酬は¥15,000 以内か。
	報酬を支払った相手方は選挙運動事務員等として届出がある者か。
	領収書が正しく添付されているか。
	<u>全て</u> の支出について添付されているか。（無償労働を除く）
	領収書のあて名は候補者、出納責任者又は選挙事務所宛になっているか。
	支出の①金額、②年月日、③目的が記載されているか。
	公費負担の上限額を上回る場合は、上回った部分の領収書が添付されているか。
	領収書を徴し難かった旨の報告書がついているか。 （公費負担分は必ず記載、労務の無償提供については記入しなくて差し支えない。欄外下に1 選挙名、2 候補者名、3 出納責任者氏名が記載されているか確認。）
	領収書に代えて振込明細書が添付されている場合は、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的ごと別葉）又は領収書を徴し難い事情があった支出の明細がついているか。 <u>※ただし、振込明細書に当該支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しのみの提出で足りる。</u>
	支出の費目が記載されているか。 （人件費、家屋費（※選挙事務所費、集合会場費の別）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費←必ずこの区分で。 <u>光熱水費などの費目を勝手に加えない。</u> ）
	区分毎の計、合計は正しいか。（選挙運動か立候補準備かの別も含む。）
	支出のうち公費負担相当額の記載があるか。